

藤沢市地域公共交通会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の第9条の2の規定に基づき、藤沢市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 藤沢市の地域公共交通施策に関する事項
- (2) 地域のニーズに即した乗合運送サービスの運行形態、サービス水準、運賃等
- (3) その他交通会議が必要と認める事項

(構成)

第3条 交通会議は、委員20人以内で構成する。

(委員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 神奈川県警察
- (7) 市職員
- (8) 道路管理者、その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第6条 交通会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 交通会議は会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第2項の規定に関わらず、会長は、特に必要があると認める場合は、交通会議を書面により開催することができる。この場合における前項の規定の適用については、前項中「出席委員」とあるのは「委員」とする。
- 5 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

- 第8条 交通会議の庶務は、計画建築部都市計画課において処理する。

(協議結果の取扱い)

- 第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

平成26年3月25日から施行する。